

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

現在の子どもを取り巻く環境は、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化、人口減少に伴う地域間の偏在などを受け、家庭や地域の子育て力や教育力の低下が懸念されています。

こうした背景のもと、誰もが安心して子育てができ、全ての子どもが夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

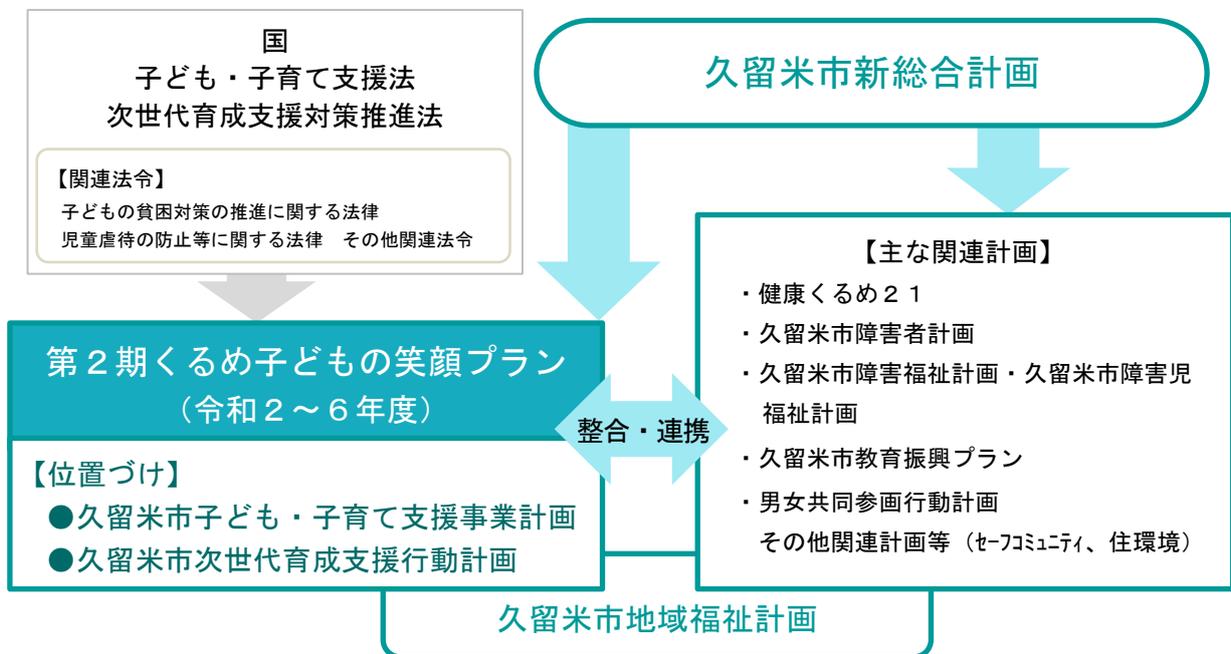
こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、計画を策定します。

2 位置づけ

この計画は、「久留米市新総合計画」に即した子ども・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

なお、子ども・子育て支援法に基づく「久留米市子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一部含むものとします。

【計画の位置づけ】



3 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

